

林業安全コラム

快適な職場に響く合言葉
「健康・安全・ゼロ災害」
(2017年 労働安全衛生年間標語[スローガン])

○ 引き続き熱中症に注意！

熱中症は、高温多湿な環境に長くいることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能が働かなくなるなどにより発症する様々な症状を指します。

熱中症にかかると、めまい、立ちくらみ、筋肉痛、筋肉のこむら返り、大量の発汗、頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感などの症状が現れ、重症になると、呼びかけなどへの反応がおかしい、意識障害、けいれん、体に触ると熱いなどの症状が現れますので注意が必要です。

このような症状が出るなど熱中症が疑われる場合には、風通しの良い日陰など涼しい場所で休息を取る、衣服を緩め、首回り、脇の下、足の付け根などを冷やす、水分・塩分、経口補水液（食塩とブドウ糖を溶かしたもの）などを補給する、また、自力で水が飲めない、意識がない場合には、すぐに救急車を呼ぶなどの対応をお願いします。

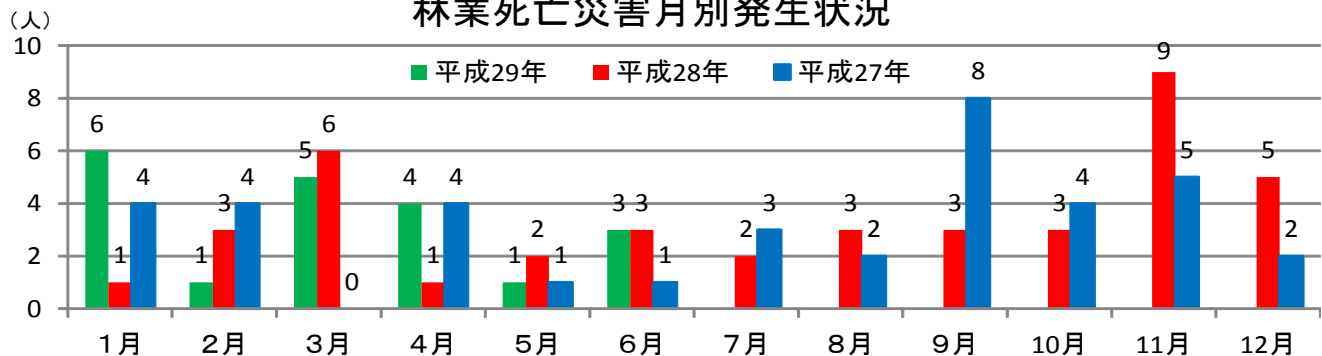
平成28年の林業における熱中症による死傷者は13人で27年より5人増加しており、そのうち1人死亡しています。本年も全国的に暑い日が続いており、熱中症による労働災害の発生が懸念されることから、引き続き、こまめな水分補給や休憩、通気性が良く吸湿・速乾性の機能を持った衣類の着用、保冷剤や冷たいタオルなどによる身体の冷却などの熱中症対策の一層の取組をお願いします。

○ 6月までの死亡災害は20件（前年比+4）

厚生労働省が発表した平成29年における労働災害発生状況（速報）によると、1月から6月までの死亡災害は20人で、前年同期比で4人増、前々年同期比で5人増となっており、依然として死亡災害が多発している状況が続いています。

一方、1月から6月までの死傷災害（休業4日以上）は574人となっており、前年同期比で130人減少（-18.5%）しています。

林業死亡災害月別発生状況



死亡災害の発生状況を月別にみると、伐採適期の秋頃に増加する傾向があります。ご承知のとおり、林業における労働災害は、伐木関連作業による災害が多くを占めていることから、引き続き、チェーンソーを用いた伐木・造材作業における防護衣等の着用と適切な作業方法の実施、木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保にご留意いただき、死亡災害をはじめとした労働災害の撲滅に向けた取組をお願いします。

- ・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

- ・林業退職金共済制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- ・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org）

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629